

●●● 暗号資産とは何か — 税制改正大綱の背景を読み解く ●●●

近年、「暗号資産」という言葉を目にしない日はないほど、その存在感は高まっています。2026年度税制改正大綱においても暗号資産は大きな注目テーマとなっており、「なぜ今、見直しが行われるのか」と疑問を持たれている方も多いのではないのでしょうか。

○ 暗号資産とは何?

暗号資産は「投資資産」「決済手段」「報酬」といった複数の顔を併せ持つ存在です。ブロックチェーンという技術を基盤として誕生した、国や中央銀行といった管理主体を持たない「価値をやり取りするためのデジタル資産」です。

- ① 投資資産
価格変動を前提として保有・売却されることが多く、実態としては投資行動に近い取引が中心です。
- ② 決済手段
ビットコインやイーサリアムに代表されるように、通貨のように送金や保有ができる一方、商品やサービスの支払い、送金手段としても利用されます。
税務上は、このような決済としての利用であっても「暗号資産を譲渡した」と評価されるため、取得価額と支払時点の時価との差額が譲渡益(または損失)として課税対象となります。
- ③ 報酬
マイニングやステーキング、エアドロップなどネットワークでの労務や役務提供、資産の提供の対価として取得されることもあります。
この場合、役務や対価としての報酬にあたるので税務上は取得時点の時価を収入金額として認識するのが原則であり、その後売却等を行うと取得の時価を取得価額とした譲渡が生じます。

○ 総合課税から分離課税へ

このように暗号資産の性質や取引の多様性などにより原則として雑所得に区分され、他の所得と合算される総合課税として扱われてきました。今回の税制改正は、金融商品取引法の改正とセットで進められるとみられています。市場性や流動性が明確なものを整理し「特定暗号資産」として位置づけることで、株式や投資信託と同様の枠組みで取り扱う方向性が示されました。具体的には、「特定暗号資産」と認められた暗号資産については分離課税の対象とする方向です。現物取引やデリバティブ取引に加え、ETF(上場投資信託)から生じる所得についても検討されており、報酬に対する税務は明確にされておられません。そして分離課税=減税と受け取られがちですが、適用される税率や取引内容によっては、結果的に税負担が増えるケースも想定されます。暗号資産を取り巻く税制は、まさに転換点を迎えているといえるでしょう。

経営の信条

わたくしたちは納税者の権利をまもり、税制と税務行政の民主化を図り、企業、とりわけ中小企業、零細企業の発展に寄与するため、全力をつくしてがんばります。

税理士法人 税制経営研究所

◆ 四谷事務所
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町12番5号
ライラック三栄ビル2階
TEL. 03-3359-4731, 4734, 4735, 4737, 4714

◆ 川越事務所
〒350-0053
埼玉県川越市郭町1丁目7番地24
TEL. 049-223-1259

◆ 株式会社 税制経営研究所
公益財団法人 谷山治雄記念財団
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町4番10号
税研ビル
TEL. 03-3351-7401

税研ネットワークは
弊所ホームページに
バックナンバーを
掲載しております。



あとかき

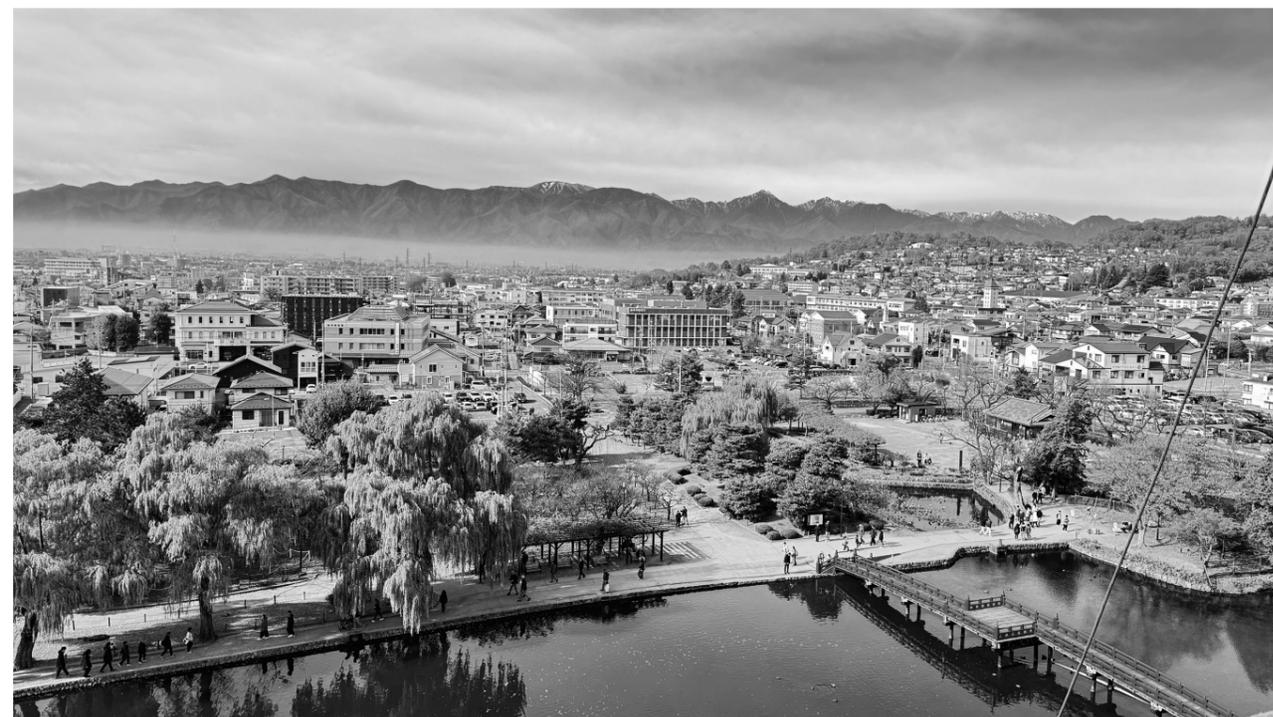
ミラノ・コルティナ冬季オリンピック・パラリンピックが開催されています。93カ国から選手が参加しているようです。世界中で戦争が起きていますが、ロシア人選手も個人資格の中立選手として参加していますし、ウクライナやイスラエルからも参加しています。熱戦が繰り広げられる平和の祭典を見守りたいと思います。日本もスノーボードをはじめメダルが期待できる若い選手が多く参加しています。ガンバレニッポン!!

杉田

税研ネットワーク

ITMG 税制経営研究所
INSTITUTE OF TAX & MANAGEMENT GROUP

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄ビル2階
TEL 03-3359-4731 <http://www.zeiken.org/>



松本市 北アルプス(大沼)

AIが税務調査?

代表社員 櫻木 敦子

国税庁は毎年年末に前事務年度の税務調査の状況について公表しています。2024年7月~2025年6月の期間については、法人税の実地調査の件数は5.4万件(対前年比△7.4%)、申告漏れ件数は4.2万件(同△6.6%)、申告漏れ所得金額は8,198億円(同△15.8%)といずれも減少しています。注目すべきは、調査1件当たりの追徴税額が402万円(同+12.3%)となり、過去10年間での最高水準となった点です。

国税庁発表の法人税調査に関する報道資料によれば、「AIを活用した予測モデルにより調査必要度の高い法人を抽出し、予測モデルが判定した不正パターンに加え、申告書や国税組織が保有する様々な資料情報等を併せて分析・検討」しているといえます。その中では、「不正パターン」を分析した結果、現金売上の除外、原価の仮装、架空経費の計上などが明らかになったという事例が紹介されています。

2025年7月より、相続税の税務調査においてもAIを活用して選定した事案へのAI税務調査が始まりました。AIにより申告漏れ等の税務リスクが高く調査の必要性がある事案

が効率的に選定されます。対象となるのは2023年以降、税務署に提出された全ての相続税申告書です。税務リスクに応じてスコア付けをし、税務調査の要否等が判定されています。AIは、過去の調査実績を踏まえ、これまでに申告漏れ等が生じた相続税申告書や財産債務調書等の法定調書などの情報から申告誤りの傾向を分析しているといえます。

また、金沢、福岡国税局では、2025年9月より段階的に、税務調査で調査官と納税者のメールでのやりとり、WEB会議システムでの面談、オンラインストレージサービスによる帳簿書類等データの受渡しをするオンライン調査を実施しています。その他の国税局でも今年3月より順次実施される予定です。

税務調査の対象の選定方法や調査手法に変化があったとしても、税務調査を実施するのは人である税務職員に変わりありません。税務調査において、いかにAIを活用したとしても、「納税者の権利」は常に護られるべきです。

2026年度 税制改正大綱Topics

所得課税

物価上昇局面における基礎控除等の対応(いわゆる年収178万円の壁)

給与所得控除

控除額の下線は、特例の上乗せ分。

給与等の収入金額	2024年	2025年	2026年
～162.5万円	55万円	65万円	69万円+ <u>5万円</u>
～180万円	収入金額×40%-10万円		
～190万円	収入金額×30%+8万円	収入金額×30%+8万円	収入金額×30%+8万円+ <u>5万円</u>
～220万円			
～360万円			
～660万円	収入金額×20%+44万円		収入金額×20%+44万円+ <u>5万円</u>
～850万円	収入金額×10%+110万円		収入金額×10%+110万円+ <u>5万円</u>
850万円超	195万円		195万円+ <u>5万円</u>

- ① 給与所得控除の本則
給与収入が220万円以下の方は4万円の引き上げ。それ以外の方は変更なし。
- ② 給与所得控除の特例【新設】
本則に5万円が上乗せ。全ての給与所得者が恩恵を受けるが、2年間限定。

基礎控除

控除額の下線は、特例の上乗せ分。

給与収入(合計所得金額)	2024年	2025年	2026年
～約200万円(132万円)	48万円	58万円+ <u>37万円</u>	62万円+ <u>42万円</u>
～約475万円(336万円)		58万円+ <u>30万円</u>	
～約665万円(489万円)		58万円+ <u>10万円</u>	62万円+ <u>5万円</u>
～850万円(655万円)		58万円+ <u>5万円</u>	
～2,545万円(2,350万円)		58万円	62万円

- ① 基礎控除の本則
給与収入が2,545万円以下の方は4万円の引き上げ。それ以外の方は変更なし。
- ② 基礎控除の特例
ほぼ全ての給与所得者が対象。年収約665万円以下の方は恩恵が大きい。

住宅ローン控除の延長・見直し

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について適用期限を5年延長し2030年12月31日までとする。主な改正後の内容は下記表参照。

① 認定住宅等である新築等を取得した場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	2026年～2030年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準適合住宅	2026年・2027年	2,000万円		

② 認定住宅等である中古住宅を取得した場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	2026年～2030年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅				
省エネ基準適合住宅		2,000万円		

青色申告特別控除の見直し

2027年以後の所得税から青色申告特別控除控除額が以下の通りとなる。

複式簿記により記帳している者 + 電子申告 + 以下①又は②の要件を満たす ⇒ 75万円

- ① 仕訳帳及び総勘定元帳について国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合
- ② 特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っている場合

法人課税

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例についての見直し ※所得税についても同様

延長後の適用期間	対象となる減価償却資産	対象となる法人
2026年4月1日～2029年3月31日 までに取得・事業供用	取得価額:40万円未満 (現行:30万円未満)	常時使用する従業員の数が 400人以下の法人

賃上げ促進税制の見直し

- ① 大企業向けの措置は2026年3月31日をもって廃止。
- ② 中堅企業向けの措置は要件見直しが行われたのち2027年3月31日をもって廃止。
- ③ 教育訓練費に係る上乗せ措置は中堅企業・中小企業向けの両方で廃止。

資産課税

相続税等の財産評価の一部見直し

被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、**課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。**

上記の課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、当該貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の**100分の80**に相当する金額によって評価することができることとする。

適用時期……2027年1月1日以後に発生する相続等から適用する。

固定資産税の免税点の見直し

家屋に係る免税点を30万円(現行:20万円)に、償却資産に係る免税点を180万円(現行:150万円)にそれぞれ引き上げる。土地の免税点30万円に関しては変更なし。

適用時期……2027年度以後の年度分の固定資産税について課税する。

消費課税

適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に関する経過措置見直し

インボイスの登録申請により免税事業者から課税事業者となる個人事業主が対象となる。(法人においては対象外。)

適用時期……2027年及び、2028年に含まれる課税期間から。

納付税額……その課税標準額に対する消費税額の**3割**(現行:2割)とすることができる。

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに関する経過措置見直し

① 適用期間と控除割合

適用期間	2023年10月1日～ 2026年9月30日	2026年10月1日～ 2028年9月30日	2028年10月1日～ 2030年9月30日	2030年10月1日～ 2031年9月30日
控除割合	80%	70%	50%	30%

- ② 2026年10月1日以後に開始する課税期間から、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で1億円(現行:10億円)を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。

国際的な取引に対する課税の見直し

- ① 非居住者が国内に所在する不動産の売買等を行う際に支払う仲介手数料などにつき、消費税の課税対象とする。
適用時期……2026年10月1日以降に行われる資産の譲渡等から適用する。
- ② 通信販売による物品の輸入につき、従来、免税とされていた課税価額の合計額が1万円(税抜)以下の物品について、販売者に消費税の納税義務を課す制度が導入。
適用時期……2028年4月1日以降に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。

給与所得控除の74万円と基礎控除の104万円を足した178万円が新たな年収の壁として施行される予定です。しかし、来年も同じ年収の壁とは限りません。今回の税制改正大綱には、「基礎控除の本則は、直近2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率を乗ずる」との記載があります。これは昨今の急激なインフレに対応したものであり、実質的な税負担が増加する課題に対しての解決策であると考えられます。米国では一足先に同様のインフレ政策が行われており、昨年は1000\$以上の引き上げが行われた様です。我が国においては今後基礎控除がどれくらい上がるのかは未定ですが、消費税や社会保険の議論も含めて更なる良策を実現してほしいと思います。
※今後の国会での動向次第では本冊子とは異なる取り扱いがなされる場合がありますので、ご留意ください。